秩父市地域おこし協力隊募集業務委託仕様書

| 業務名

地域おこし協力隊募集委託業務

2 業務目的

人口減少や高齢化等の進行が著しい中、関係人口の創出を図り、地域経済の活性化を見据えるにおいて必要な人材である地域おこし協力隊を採用するにあたり、効果的な広報プロモーション等により、積極的かつ意欲的に当市の地域おこし協力隊員として活動しうる人材を誘致し、優れた人材の採用を図ることを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和7年2月28日(金)まで

4 募集人数等

2名程度(それぞれ別の職種)

5 業務内容

(1) 地域おこし協力隊の募集

採用担当課からヒヤリングを実施し、求める人材の募集に適したメディアや広告媒体 (当市ですでに活用しているものに加え、新規契約するものも可)を利用し、募集ページの作成・掲載を実施すること。

また必要に際し、募集掲載記事(写真等の画像を含む)や内容の修正、校正、更新業務を行うこと。

(2) 募集相談・説明会の開催

詳細な募集内容の周知及び採用後のミスマッチ防止の観点から、採用担当課と協議の上、 募集説明会を企画(募集活動を含む)、開催(運営)すること。

開催回数は最低でも1回以上の実施とする。

募集説明会は原則現地開催とするが、オンラインでの参加も可能とすること。

(3) 選考における支援

応募者の選定(スカウト業務含む)や連絡、採用担当課が書類選考や面接(面接は一次及び最終面接の2回を想定)を行うにあたっての必要書類や情報等のとりまとめや日程調整等の支援業務。

(4) その他募集業務において、支援可能な業務 ※(4)の業務の詳細については、双方協議の上締結とする。

6 再委託について

状況に応じ一部業務の再委託を検討する場合、以下の項目に留意すること。

- (I) 受注者は、発注者の承諾に基づき、本業務の一部を第三者に委託することができる ものとするが、業務における総合的な企画・判断・業務遂行管理部分を第三者に再委託 してはならない。
- (2) 第三者に再委託を検討する場合、事前に委託内容等を詳細について発注者に報告・相談しなければならない。
- (3) 本業務に必要な資料について、必要に応じて発注者が受注者に提供すること。
- (4) 受注者は、本契約を履行する上で知り得た情報を第三者に開示は又は漏洩してはならない。
- (5) 受注者は発注者の承諾なしに、成果品を第三者に閲覧、複写させ、又は譲渡してはならない。

7 成果品

必要に応じて適宜、本業務における支援内容と成果をまとめた資料を作成し、採用担当課が指定した書類とともに、任意様式により電子データ及び書面(I部)で提出すること。

8 その他

本仕様書に記載のない項目で疑義が生じる際は、都度必要に応じて協議し決定すること。